

須賀川市発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領

令和5年8月28日制定

1 趣旨

本要領は、須賀川市が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする「完全週休2日」と異なる。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※着工日＝現場に継続的に常駐した最初の日

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。

現場閉所率の計算は、次の計算に基づく。

○現場閉所率

＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間

－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（※））

※例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

（5） 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

（6） 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

（7） 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

（8） 受注者希望型

受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式

3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

4 工事費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。

5 受注者希望型と発注者指定型

3に当てはまる工事については、原則として受注者希望型とする。

発注者指定型の発注については、当面の間実施しない。

6 受注者の取組内容

(1) 受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施可否について監督員と協議しなければならない。

なお、受注者は実施可否にあたり、工期や契約金額等について下請企業へのしわ寄せが生じることのないよう連携を図らなければならない。

(2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し、発注者に提出する。

ア 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

イ 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(5) 受注者は毎月の履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

(6) 受注者は出来形数量の提出時やしゅん工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

ア 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）

(7) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休 2 日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを推進するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。（ウィークリースタンスの推進）

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

- ア 当初設定工期は標準工期とする。（須賀川市の標準工期は、4 週 8 休に対応している。）
- イ 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、建築関係工事を除く。
- ウ 当初積算時に「4 週 6 休以上 4 週 7 休未満」を確保した場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休 2 日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ設計変更する。

- ア 週休 2 日の達成状況に応じて、4 週 7 休以上 4 週 8 休未満または 4 週 8 休以上の補正を行う。4 週 6 休以上 4 週 7 休未満の場合は当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4 週 6 休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

- ア 「執行伺」の備考欄に「週休 2 日確保モデル工事」と明示する。
- イ 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

（記載例）

第〇章 週休 2 日確保工事

- 1 本工事は、『須賀川市発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。
- 2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は、受注者希望型である。

※当初積算時に「4週6休以上4週7休未満」を確保した場合の補正を行っている。

ウ 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知)に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、『須賀川市発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式の発注方式は、受注者希望型である。

9 工事成績評定について

4週8休以上の休日の確保が確認できた場合は、加点点評価を行う(第1評定5創意工夫において、2点の加点とする。)

10 実施証明書

発注者は、週休2日確保モデル工事(4週8休以上達成)を実施し、その竣工検査に合格した受注者から発行申請のあった場合は、実施証明書を発行するものとする。

(1) 発行申請

実施証明書の発行を希望する受注者(共同企業体の場合は、全ての構成員を対象とする。)は、竣工検査に合格後、「週休2日確保工事」実施証明書発行申請書(別紙1)に必要事項を記入し、発注者へ申請するものとする。

(2) 証明書の発行

発注者は、発行申請書の受理後、対象工事の実績等を確認したうえで速やかに週休2日確保工事実施証明書(別紙2)を発行す

るものとする。

また、発行した証明書の控えについて適切に保管するものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別紙 1

年 月 日

須賀川市長 様

受注者 住所
氏名 (会社名)
(担当者名 (連絡先))

「週休 2 日確保工事」実施証明書発行申請書

下記工事について、証明書の発行を申請します。

工事番号	第 号
工事名	工事
路線 (河川・施設) 名 および工事場所	線 須賀川市 地内
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日 年 月 日
契約額 (円)	
竣工検査日	年 月 日
フリガナ	
監理 (主任) 技術者名	
監理 (主任) 技術者の 生年月日	
発行を希望する証明書	週休 2 日確保工事实施証明書 (申請対象: 4 週 8 休以上達成の工事)

別紙 2

年 月 日

(受注者) 様

須賀川市長

印

週休 2 日確保工事実施証明書

下記工事について、週休 2 日確保工事の実施を証明する。

工事番号	第 号
工事名	工事
路線 (河川・施設) 名 および工事場所	線 須賀川市 地内
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日 年 月 日
契約額 (円)	
竣工検査日	年 月 日
フリガナ	
監理 (主任) 技術者名	
監理 (主任) 技術者の 生年月日	
達成区分	■ 4週8休 (閉所率 28.5%以上)